

○拳銃110番報奨制度の継続実施について

令和6年3月19日

道本薬第4322号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察における拳銃110番報奨制度については、「拳銃110番報奨制度の継続実施について」（平31. 3. 28道本薬第3889号）の別添に基づき、効果的に運用されているところであるが、依然として、銃器犯罪に関する情報収集が困難になっている状況に鑑み、広く国民に銃器犯罪に関する情報提供を促すことが必要であると考えられることから、本制度を継続実施することとした。

なお、旧通達は廃止し、本通達は令和6年4月1日から運用する。

北海道警察拳銃110番報奨制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、全国共通フリーダイヤル番号により北海道警察が拳銃その他の銃器等に関する情報（以下「拳銃情報」という。）を受け付け、事件の検挙に欠かせない有力な情報を提供した通報者に対し、個別の事案に応じて報奨金を支払う「拳銃110番報奨制度」の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 通報の受付等

1 通報の受付

本制度による通報の受付は、全国共通フリーダイヤル番号（0120-10-3774。以下「拳銃110番」という。）により、北海道警察が行うものとする。

2 通報受付体制

通報は、北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課（以下「組織犯罪対策第二課」という。）又は、北海道警察本部刑事部当直において、24時間受付できる体制を整えるものとする。

3 警察庁への報告

- (1) 組織犯罪対策第二課は、拳銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かせない情報を内容とする通報（以下「対象通報」という。）を受け付けたときはその都度速やかに、その他の通報を受け付けたときは月ごとに、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課（以下「警察庁組織犯罪対策第二課」という。）に報告するものとする。
- (2) 組織犯罪対策第二課は、対象通報により事件検挙に至ったときは、検挙状況、当該事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、報奨金支払見込みの有無、報奨金支払予定金額、支払方法を警察庁組織犯罪対策第二課に報告するものとする。

第3 報奨金

1 報奨金の支払

- (1) 北海道警察で受理した対象通報にかかる報奨金の支払の決定は、原則として組織犯罪対策第二課長が行うものとする。
- (2) 報奨金については、対象通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、その金額は、対象通報により拳銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、当該通報の内容、検挙された事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、警察における同種情報の把握状況、対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）の捜査手続への協力の程度等を個別に

勘案して算定するものとする。

2 支払除外事由

次に掲げる場合には、報奨金は支払わないものとする。

- (1) 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合
- (2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- (3) 通報を受けた時点で、当該拳銃情報が、北海道警察において、既に把握している内容であった場合。ただし、当該拳銃情報が、被疑事実の立証等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
- (4) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後 6 か月以内に、別に指示されたところにより警察に対して連絡がない場合

第 4 組織犯罪対策第二課による指導及び連絡調整

組織犯罪対策第二課長は、対象通報に係る事件の捜査について、必要な指導及び連絡調整を行うものとする。